

第 1 章

Ⅰ 総 則

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、島根原子力発電所（以下「発電所」という。）の運転により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、松江市（以下「市」という。）、島根県（以下「県」という。）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、中国電力㈱等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

なお、核燃料物質等の事業所外運搬中又はその他の事故等に際してもこの計画に準じて措置するものとする。

第2節 計画の性格

1. 市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編に基づいて作成したものであって、県の地域防災計画（原子力災害対策編）、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、中国電力㈱等が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成したものである。

市等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

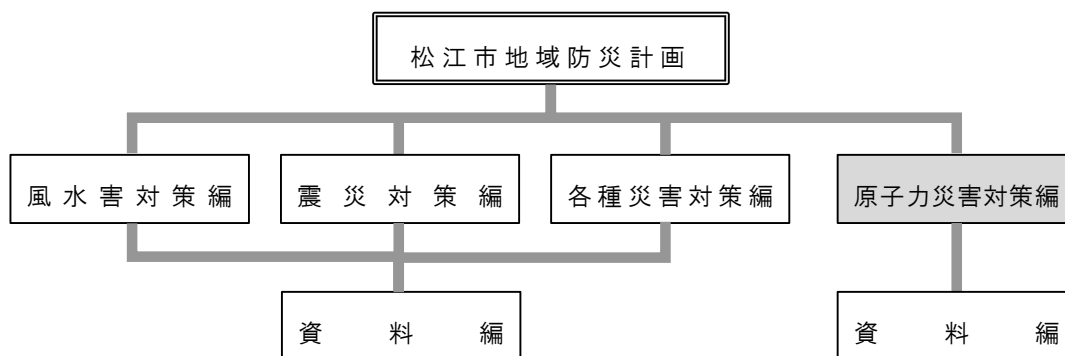
2. 市における他の災害対策との関係

この計画は、「松江市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「松江市地域防災計画（風水害対策編、震災対策編、各種災害対策編）」によるものとする。

また、本計画に定められていない事項のうち、風水害対策については「風水害対策編」、震災対策については「震災対策編」、各種災害対策については「各種災害対策編」の各編によるものとする。原子力災害対策編を除く各編に必要な資料については「資料編」として編集している。

なお、本計画に基づき、総合的かつ計画的な原子力防災業務を遂行することにより、国際課題であるSDGs（持続可能な開発目標）のゴール11「住み続けられるまちづくりを」、ゴール17「パートナーシップで目標を達成しよう」の達成にも貢献する。

図 1-2-1 松江市地域防災計画の構成



3. 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

4. 計画の用語

本計画における用語の意義は、それぞれ以下に定めるところによる。

- (1) 安全協定・・・「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」をいう。
- (2) 情報収集事態・・・松江市（松江市の震度が発表されない場合は、近隣の市町村）において震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合、その他発電所の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された場合をいう。
- (3) 警戒事態・・・その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（警戒事態を判断するEALのうち、原子力施設において異常事象が発生した場合に限る。）を開始する必要がある段階をいう。
- (4) 施設敷地緊急事態・・・原子力発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力発電所周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階をいう。
- (5) 全面緊急事態・・・原子力発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階をいう。
- (6) 要配慮者・・・市地域防災計画（風水害対策編）に規定する高齢者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人、観光客・旅行者など災害時に迅速・的確な行動がとりにくく、被害を受けやすい者をいう。
- (7) 避難行動要支援者・・・本市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
- (8) 施設敷地緊急事態要避難者・・・PAZ内の要配慮者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者、妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者をいう。ここでいう「避難の実施に通常以上の時間がかかる」場合とは、例えば入院患者のように避難先が同等の設備・体制を有する病院等に限定され、その移動手段として特別な車両等を要するような、他の住民に比べ避難の実施に時

- 間を要する者を想定している。(家族や周辺住民等の支援により避難ができる者などは該当しない。)
- (9) 屋内退避・・・放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮蔽することにより被ばくの低減を図るために実施するもの。屋内退避は、避難の指示等が行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合に、指示により行う。
 - (10) 避難・・・空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するもの。
 - (11) 一時移転・・・緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するもの。なお、本文における「避難」には一時移転を含む。
 - (12) 避難退域時検査・・・避難住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査。
 - (13) 簡易除染・・・避難退域時検査等において基準値を超えた場合に、検査場所において実施することのできる簡易な方法による除染のこと。
 - (14) 甲状腺被ばく線量モニタリング・・・放射性ヨウ素の吸入による甲状腺への集積の程度を定量的に把握し、被ばく線量を推定するために行う簡易測定又は詳細測定のこと。

第3節 計画の前提

発電所については、周辺環境の安全を確保するため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「炉規法」という。）、電気事業法（昭和39年法律第170号）等の関係諸法令に基づき設計、運転、保守等各方面にわたって安全上の種々の厳しい規制が行われているが、発電所に万が一の事態が生じた場合に備えこの計画を策定するものである。

第4節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められる事項については市民への周知を図るものとする。

また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期するものとする。

第5節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守するものとする。

第6節 計画の基礎とすべき災害の想定

計画を策定するにあたり規定する発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は、過酷事象が発生する可能性も考慮し、以下のとおりとする。

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に

浮遊する微粒子等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間とどまる可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲

原子力災害対策指針においては、「原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要である」とされている。

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策重点区域の範囲については、各原子力施設に内在する危険性及び事故発生時の潜在的な影響の度合いを考慮しつつ原子力施設ごとに設定することを基本とし、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な区域を定めるものとする。

実施すべき対策の内容に応じて、原子力災害対策指針をもとに区域の範囲を定める。

・ 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指し、PAZの具体的な範囲については、「原子力施設からおおむね半径5km」を目安とするとされている。

・ 緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）

UPZとは、確率的影響のリスクを低減するため、緊急時防護措置を準備する区域のことを指し、UPZの具体的な範囲については、「原子力施設からおおむね半径30km」を目安とするとされている。

原子力災害対策指針を踏まえ、本市において、発電所2号炉における原子力災害対策重点区域は表1-7-1のとおりとする。

表 1-7-1 原子力災害対策重点区域の範囲（2号炉）

原子力災害対策重点区域	
P A Z	鹿島地区、島根地区の一部（島根町大芦）、生馬地区の一部（上佐陀町、下佐陀町、西生馬町）、古江地区の一部（古志町、西谷町、荘成町、東長江町の一部※、西長江町の一部※）
U P Z	P A Zを除く全地区

※東長江町の一部と西長江町の一部とは、市道古志大野線より北側の区域をいう。

なお、原子力災害対策指針において、炉規法第43条の3の34の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設については、原子力災害対策重点区域の範囲は原子力施設からおおむね半径5kmを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとするとされているため、原子力災害対策指針を踏まえ、本市において、発電所1号炉における原子力災害対策重点区域は表1-7-2のとおりとする。

表 1-7-2 原子力災害対策重点区域の範囲（1号炉）

原子力災害対策重点区域	
P A Z	設定しない
U P Z	鹿島地区、島根地区の一部（島根町大芦）、生馬地区の一部（上佐陀町、下佐陀町、西生馬町）、古江地区の一部（古志町、西谷町、荘成町、東長江町の一部※、西長江町の一部※）

※東長江町の一部と西長江町の一部とは、市道古志大野線より北側の区域をいう。

第8節 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1. 発電所の状態等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

P A Zにおいては、発電所において異常事態が発生した場合には、発電所の状態等が原子力災害対策指針等に定める緊急時活動レベル（E A L : Emergency Action Level）などに基づき、以下の区分のどれに該当するかに応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施するものとする。

なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってP A Zの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。（別添1参照）

- ・情報収集事態
- ・警戒事態
- ・施設敷地緊急事態
- ・全面緊急事態

また、UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置として、屋内退避を原則実施するものとする。UPZ外においては、事態の進展等に応じて、UPZと同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う場合があるため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行うこととする。

なお、P A Zにおいては、緊急事態の区分に応じて避難の対象となる住民等について、自然災害等により避難が困難な場合又は健康状態等により避難よりも屋内退避が優先される場合の措置として、屋内退避を実施するものとする。

2. 放射性物質が周辺環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が周辺環境へ放出された場合、UPZを中心とした緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を国、県及び関係機関と協力し実施するものとする。（別添3参照）

第9節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、松江市地域防災計画（風水害対策編）第1章5節に定める「防災関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱」を基本に表1-9-1のとおりとする。

※「ガス局」は令和8年4月1日に民間譲渡されるため、それ以降は削除

表 1-9-1 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	連絡窓口	処理すべき事務又は業務の大綱	
松江市	原子力安全対策課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 原子力事業者防災業務計画に関する協議及び原子力防災要員の現況届出等の受理 2. 原災法に基づく立入検査及び報告の徴収に関すること 3. 原子力防災専門官との連携に関すること 4. 原子力防災に関する広報及び知識の普及、啓発に関すること 5. 原子力防災に関する広報及び教育・訓練に関すること 6. 通信連絡網の整備に関すること 7. 環境放射線モニタリング設備・機器・資機材の整備に関すること 8. 平常時モニタリングに関すること 9. 市災害対策本部等に関すること 10. 緊急時における国・県等との連携に関すること 11. 災害状況の把握及び伝達等に関すること 12. 緊急時モニタリングに対する協力に関すること 13. 住民の避難、立入制限、救出等に関すること 14. 県の原子力災害医療に対する協力に関すること 15. 汚染飲食物の摂取制限等に関すること 16. 緊急輸送及び必需物資の調達に関すること 17. 県の汚染物質の除去に対する協力に関すること 18. 制限措置の解除に関すること 19. 防災関係者の被ばく管理に関すること 20. 災害救助法に関すること 21. 義援金の受け入れ及び配分に関すること 22. 災害応援の要請及び受け入れに関すること 23. 損害賠償の請求等に必要資料の整備に関すること 24. 風評被害の軽減に関すること 25. 住民相談及び健康相談に関すること 26. 中小企業、農林畜水産業者等に対する支援に関すること 27. 文教施設及び福祉施設の原子力防災対策の支援に関すること 28. 地域原子力防災協議会への協力等に関すること 29. 県の行う原子力防災対策に対する協力に関すること 	
	松江市教育委員会	教育総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市立学校に対する放射線等に係る知識の普及及び原子力防災に係る指導等に関すること 2. 市立学校児童生徒の安全対策に関すること 3. 退避等に係る施設使用の協力に関すること
	松江市上下水道局	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水道施設の防災管理、事後対策に関すること 2. 被災地における飲料水の確保に関すること
	松江市ガス局	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市ガス施設の防災管理、事後対策に関すること 2. 交通局の支援に関すること

松江市	松江市交通局	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 陸路による緊急輸送の確保に関すること 2. 保有車両の防災管理、事後対策に関すること
	松江市立病院	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療救護活動に関すること 2. 原子力災害医療の支援に関すること
	松江市消防本部	消防総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民等に対する広報及び避難等の誘導に関すること 2. 被ばく患者、被ばく傷病者の搬送 3. 防護対策を講ずべき区域の消防対策に関すること 4. 消防防災・救急活動に関すること
	松江市消防団	消防総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民等に対する広報及び避難等の誘導に関すること 2. 交通規制及び立入制限に対する協力に関すること 3. 警察官が行う治安維持に対する協力に関すること
島根県	原子力安全対策課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 原子力防災に関する広報及び教育・訓練 2. 通信連絡網の整備 3. 環境放射線モニタリング設備・機器・資機材の整備 4. 防護資機材の整備 5. 原子力災害医療体制の整備 6. 環境条件の把握 7. 平常時モニタリングに関すること 8. 県災害対策本部の設置 9. 災害状況の把握及び伝達等 10. 放射性物質による汚染状況調査 11. 緊急時モニタリングに関すること 12. 避難退域時検査及び簡易除染に関すること 13. 甲状腺被ばく線量モニタリングに関すること 14. 住民の避難（広域輸送）及び立入制限等 15. 原子力災害医療に関すること 16. 県防災へりを活用した防災活動 17. 汚染飲食物の摂取制限等 18. 緊急輸送及び必需物資の調達 19. 汚染物質の除去 20. 制限措置の解除 21. 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 22. 地域原子力防災協議会への参加等に関すること 23. 松江市及び関係周辺市の原子力防災対策に対する指示及び指導助言 	
指定 地方 行政 機関	松江警察署	警備課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民等に対する広報及び避難等の誘導に関すること 2. 立入り等の制限措置及び解除に関すること 3. 原子力災害対策重点区域の警備並びに交通規制に関すること
	国土交通省中国地方整備局 松江国道事務所		<ol style="list-style-type: none"> 1. 管理区間に関し、必要な措置に関すること

指定 地方 行政 機関	国土交通省 大阪管区气象台 (松江地方気 象台)		1. 気象状況の把握、解析に関すること 2. 緊急時モニタリングへの支援に関すること
	国土交通省 中国運輸局	島根運輸支 局輸送担当、 総務企画担 当	1. 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関するこ と 2. 緊急輸送に関する要請及び支援
	第八管区 海上保安本部 境海上保安部		1. 緊急輸送及び救護活動の支援に関すること 2. 原子力規制委員会又は県の要請に基づく海上モニタ リングの支援に関すること
	中国四国管区 行政評価局 (島根行政監 視行政相談 センター)	行政監視行 政相談課	1. 被災者への生活支援情報の提供 2. 専用電話を備えた相談窓口の開設 3. 特別行政相談所の開設
指定 公 共 機 関	日本郵便(株) 中国支社	松江中央郵 便局	1. 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること 2. 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること 3. 被災者あて救助用郵便物の料金免除に関すること 4. 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄付金の配分 に関すること 5. 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵 便振替の料金免除に関すること 6. 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取り扱い 7. 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請に 関すること 8. 被災地域の地方公共団体に対する簡保積立金の短期 金融に関すること
	西日本旅客鉄 道(株)中国統括 本部	経営企画部 総務(山陰)	1. 鉄道による緊急輸送に関すること
	NTT西日本 (株)島根支店	設備部 災害対策室	1. 電気通信施設の防災管理及び応急復旧に関すること 2. 緊急を要する電話通話の取り扱いに関すること
	(株)NTTドコ モビジネス	プラットフ ォームサー ビス本部 事業推進部 危機管理室	1. 電気通信施設の防災管理及び応急復旧に関すること
	(株)NTTドコ モ中国支社島根 支店	企画総務担 当	1. 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関するこ と 2. 災害非常通信の確保に関すること
	KDDI(株)	中国総支社 管理部	3. 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること
	ソフトバンク(株)	総務本部地 域人事総務 部九州・中四	

		国人事総務課	
	楽天モバイル(株)	広島支社	
	日本赤十字社	島根県支部事業推進課	1. 医療救護活動の協力奉仕者(原子力災害医療派遣チームを除く。)の連絡調整に関する事
	日本放送協会	松江放送局放送部	1. 放送協定に基づく災害応急対策等の広報活動に関する事
	日本通運(株)	山陰支店松江事務所	1. 陸路による緊急輸送の確保に関する事
	中国電力(株)	島根原子力本部	1. 原子力発電所の安全性の確保に関する事 2. 防災上必要な社内教育・訓練に関する事 3. 環境放射線等の把握に関する事 4. 防災活動体制の整備に関する事 5. 防災業務設備の整備(放射線(能)観測設備器材、通信連絡設備、放射線防護器材、消防救助用器材等)に関する事 6. 異常時における連絡通報体制の整備に関する事 7. 汚染拡大防止措置に関する事 8. 県等が行う避難退域時検査、簡易除染及び甲状腺被ばく線量モニタリングへの協力 9. 県及び市の実施する原子力防災対策に関する積極的な全面協力に関する事
指定 地 方 公 共 機 関	一畑電車(株)	営業部	1. 鉄道による緊急輸送に関する事
	一畑バス(株)	管理部	1. 陸路による緊急輸送に関する事
	(株)山陰放送	松江支社	1. 緊急事態応急対策等の広報活動に関する事
	山陰中央テレビジョン放送(株)	報道部	
	日本海テレビジョン放送(株)	島根総局	
	(株)エフエム山陰	放送事業部	
	島根県医師会	事務局	1. 原子力災害時の医療救護活動に関する事 2. 緊急時医療センターの支援に関する事
	島根県LPガス協会		1. LPガス施設の防災管理と災害復旧に関する事 2. LPガスの供給に関する事
山陰ケーブルテレビジョン(株)		1. 有線テレビジョンによる災害時の情報提供に関する事 2. その他災害に関する広報活動について	
漁業協同組合 JF しまね		1. 海上・湖上における緊急輸送の協力に関する事 2. 放射性物質による汚染水産物の出荷制限及び生鮮食	

その他 公的 団体等	宍道湖漁業協同組合		料品の供給に関すること
	中海漁業協同組合		3. 避難者の一時収容、応急措置についての協力に関する こと 4. 原子力災害に関する漁船、観光客等への広報に関する こと 5. 組合員への支援に関すること
	島根県農業協同組合		1. 協定に基づく生活関連物資の確保に関すること 2. 農畜産物の汚染調査等に対する協力に関すること 3. 放射性物質による汚染農林産物の出荷制限及び生鮮食 料品の供給に関すること 4. 避難者の一時収容、応急措置についての協力に関する こと 5. 原子力災害に関する広報に関すること 6. 組合員への支援に関すること
	松江商工会議所		1. 協定に基づく生活関連物資の確保に関すること 2. 緊急事態応急対策に必要な資機材の確保に対する協 力・あっせんに関すること 3. 放射性物質による汚染農林水産物の出荷制限に関す ること 4. 原子力災害に関する広報に関すること 5. 会員事業所への支援に関すること
	まつえ北商工会		1. 緊急事態応急対策に必要な資機材の確保に対する協 力・あっせんに関すること
	まつえ南商工会		2. 放射性物質による汚染農林水産物の出荷制限に関す ること
	東出雲町商工会		3. 原子力災害に関する広報に関すること 4. 会員事業所への支援に関すること
	指定避難所管理者		1. 屋内退避施設としての協力に関すること
	学校法人		1. 被災者の一時受入等応急措置についての協力に関す ること
	医療機関の管理者		1. 負傷者等の医療、助産、救護についての協力に関す ること
	一般輸送業者		1. 緊急輸送に対する協力に関すること
	社会福祉協議会		1. 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関す ること 2. 災害ボランティアに関すること
	社会福祉施設の 管理者		1. 被災者の保護についての協力に関すること
	金融機関		1. 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置に 対する協力に関すること
危険物等の管 理者		1. 危険物等の保安措置に関すること	
L P ガス取扱 機関		1. L P ガス施設の防災管理と災害復旧に関すること 2. L P ガスの供給に関すること	

原子力規制委員会 原子力規制庁	島根原子力 規制事務所 原子力運転 検査官	<ol style="list-style-type: none"> 1. 原子力事業所の運転状況、設備の保全状況、保安規定の遵守状況等について巡視検討等 2. 情報収集事態発生以降の施設の状況確認
	島根原子力 規制事務所 原子力防災 専門官	<ol style="list-style-type: none"> 1. 県、市への防災計画策定等に対する指導、助言等 2. 原子力事業者への防災業務計画等に対する指導、助言等 3. 緊急時におけるオフサイトセンターの立ち上げ、収集した情報の共有等
	上席放射線 防災専門官	<ol style="list-style-type: none"> 1. 緊急時モニタリング計画の作成助言、緊急時モニタリングセンター長の補佐等
陸上自衛隊出雲駐 屯地		<ol style="list-style-type: none"> 1. 緊急輸送及び救護活動の支援に関すること 2. 空中モニタリングの支援に関すること